

●研究ノート

## 大学における同和教育 —取り組みの歴史から見えてくる課題—

近畿大学人権問題研究所講師 熊本理抄

### はじめに

「近畿大学の学生の人権に関する意識を把握し、人権意識のさらなる向上を達成するために、より有効な教育活動・啓発活動・研究活動等の推進を図るための基礎資料をうることを目的」として、2009年9月、本学人権問題研究所は、「2009年度近畿大学学生の人権意識調査」を実施した。調査項目には、これまでに学校で、同和教育・部落問題についての学習を受けたことがあるか、それはどのような内容だったか、これまでに受けた同和教育で強く印象に残ったのはどんなことか、など、同和教育と学生の人権意識とのかかわりを尋ねる項目も含まれている。

本稿では、大学における同和教育がどのような歴史的背景のもとで開始され蓄積されてきたのかを、『部落解放』『部落解放と大学教育』『解放教育』のバックナンバーと関係者たちへのインタビューをもとに概観するとともに、そこから見えてくる今後の研究の課題を提起する。

なお、本学が人権問題に取り組むに至った経緯については、奥田均が、本学人権問題研究所紀要にまとめている。

### 部落解放運動の発展

1950年代から60年代にかけて、学校現場では、長欠・不就学の子どもの教育権保障を求めた運動が制度確立をもたらしていた。高知県では、長欠・不就学問題対策としての福祉教員が1950年度から正式に配置された。その実践

記録として、高知市福祉部会は、1954年に、『きょうも机にあの子がいない』を発刊した。また、京都・大阪・高知で展開された教科書無償闘争は、1963年、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」制定に至った。さらに、大阪・奈良・京都などの自治体では国に先駆けて奨学金制度が導入されていた。部落解放国策樹立要請全国代表者会議は、1958年、奨学金制度の改善拡充と被差別部落の生徒・学生を対象とした奨学金制度の設置を要求。文部省は、地方自治体が実施している奨学金制度を補助するかたちで、高等学校等進学奨励費補助事業を1966年に開始、1974年には、同和対策大学奨学金に国庫補助を開始した。また、同省は、1969年に、同和加配措置を開始することになった。

オールロマンス事件、和歌山県における西川県会議員事件、吉和中学校事件の三大闘争にみられる行政闘争によって、文部省は、1952年、教員養成学部を置く国公立大学長および都道府県教育委員会に対して、「同和教育について」の次官通達を出し、1953年に結成された全国同和教育研究協議会は、第一回研究集会において、教員養成大学の講座設置を要求している。また、1961年、部落解放要求貫徹請願運動全国委員会が文部省に対し、国立大学における同和教育についての必須単位の設置を要望し、1965年の同和対策審議会答申では、「教員養成学部を置く学校においては、教員となるものに対し、同和問題に関し理解を深めるよう特別の措置を講ずること」と明記されている。「同対審」答申完全要求部落解放中央国民大行動においても、1967年、教員養成学部を置く大学その他の大学において、部落問題に関する認識と理解を深める特別の教育措置を講ずることを文部省に要求している。

部落解放運動による大学への要求も行われていく。1969年に大阪市立大学で教員による差別事件が起きた際、部落解放同盟大阪府連合会は、以下のような8項目の要求を行っている。①同和問題委員会の権限・機能の強化、②部落問題論の充実と受講体制の保障、③教員になるものは、部落問題論を必修単位にすること、教職単位の中に部落問題論を含めること、④学生教職員に対する啓

発、⑤部落研活動への援助、⑥部落問題研究室設置、市民への啓発、⑦大阪市の部落解放総合計画への協力、⑧10ヶ年計画を各学部において提示。

また、差別事件を起こした大学のうち、関西の8つの大学は、1978年に統一交渉を行った際、①大学の社会的責任の自覚、②部落解放に貢献する大学づくり、③部落解放運動への協力の具体的方向の明確化、④「同和教育論」の教職課程必修化、を提言している。

このように、部落解放運動からの働きかけもあり、1970年代に入ると、大学における同和教育推進の制度化と、部落解放運動との連携が急速に進められるようになる。

1984年に出された地域改善対策協議会の意見具申は、「大学等の高等教育においても、それまでの同和教育の成果を更に確実なものとして社会に巢立っていけるよう、同和問題を含め人権意識の高揚のための特別の配慮が必要である」とし、1991年の意見具申は、「同和教育については、特に大学において人権教育の普及・充実を図ることが望まれる」としている。

## 学生からの同和教育開講の要求

大学において同和教育の講座が開始されるようになった大きなきっかけは、学内における差別事件と教員による差別発言を抗議した学生たちからの要求であった。筆者が目にした最初の大学に対する申し入れは、1950年に、京都学芸大学の卒業生が被差別部落を校区に含む小学校に赴任することを拒否したのを受けて部落解放全国委員会京都府連合会が、京都市教育委員会ならびに大学に対し、同和教育についての強い反省を要望したものである。

1960年代に入ると、差別落書きや教員による差別事件が続発し、そうした「差別事件を契機に、部落解放同盟あるいは学生からの抗議があり、当局側はそれまでの「おくれ」や「誤り」を「自己批判」し、一定の所信表明からはじまって、カリキュラムや行政・研究機関の新設などの「改革」に進む」という過程

が明確になっていく。差別事件については、部落解放運動の高揚や同和行政の一定の前進とも同時並行的に多発している。1970年代後半にも、大学当局による部落地名総鑑購入事件を含め、差別事件があいついで起きる。

大阪市立大学でも、1961年に家政学部学生への差別事件が発覚。すでに学内においては部落問題に取り組むサークルが学生によって組織されており、それら学生からの働きかけにより、差別事件対策委員会が立ち上げられ、後に同和问题委員会設置へと至った。学内において、オリジナルのテキストを用いながら部落問題についてすでに教鞭をとっていた原田伴彦など、部落問題を指導する教員がいたことも大きかった。1966年には、部落問題講座設置要求運動が学生による部落問題研究会を中心に起きる。そうした中、1968年に教員による差別発言も起き、部落史、解放運動史、部落の現状や同和行政などの内容を盛り込んだ部落問題に関する講座が一般教養課程で開講。1970年には、部落産業論や同和教育論、地域福祉論などが専門教育課程として開講され、同年、日本で最初となる同和问题担当専任教員2名が配置された。差別事件が契機となり、委員会や研究室の設置、講座やカリキュラムの開設といった制度化のプロセスは、その後多くの大学のモデルとなっていった。

最初の大学における学生研究サークルは、1950年の龍谷大学樹徳寮での部落問題研究会発足にさかのぼり、その後、続々と研究会ができていく。また、1953年に、大阪教育大学の学生自治会が同和教育を含む新規開講を要求するが、他大学においても学生自治会が同和教育講座の開講を要求していくようになる。1959年には、全国学生部落問題研究会連絡協議会が結成されて、京都で第一回ゼミナールが開催されている。

1970年に関西大学で結成された部落解放研究会は、「大学は誰のために、何を教育研究するのか」と差別事件を追及しながら、差別的な教育研究体制と闘い、また、教育現場において解放教育を担う教員の育成も視野に入れ、解放教育の体制確立をめざす闘いのかかげ、学長等への公開質問状の提出、クラス討

論や全学集会の開催、自主ゼミ実行委員会の結成などを行っていった。

このように、差別事件を契機とした学生たちの働きかけは、大学のシステムづくりやカリキュラムづくりを推進する力となっていった。奨学金制度が整備されていくなかで被差別部落出身者の進学率が上昇したことも、差別を明らかにする主体の変化が大学における差別事件を摘発するようになったとして指摘されている。学生たちによる研究会は、学内においては、解放教育の確立のみならず、被差別部落出身学生の人権・教育権・生活権保障をも求めていき、学外においては部落解放子ども会活動への参加なども行うようになっていった。学生たちの活動の「三本柱」は、「学習会活動、学内活動、地域の解放運動への参加」であった。関東の大学における部落解放研究会には、「学費値上げは、差別によって貧困を余儀なくさせられている部落出身者を排除するもの」だとして、学費値上げ反対闘争を展開していったところもあった。

こうした学生たちの大学に対する働きかけは、教育実習のありようをも変えていった。1968年から学生による同和教育自主講座運動が行われていた大阪教育大学では、教育学科の一学生が、大学が指定した教育実習校を辞退し、同和教育推進校で自主的な教育実習を行ったことに端を発し、1970年、全学科クラス連絡会議を中心に、同和教育推進校における教育実習の単位認定や制度化を勝ち取る闘いとしての「自主実習」闘争を展開。付属、一部の協力校や出身校に限定された指定校制度に反対して、1971年に同和教育推進校実習組合が結成された。「部落を校区に持つ学校への教育実習を希望する4回生で組織され、将来自らが解放教育の推進を担いうる資質を確保するため、実習制度の改革を目指して運動を展開した」。1974年、大阪教育大学は、国立大学で初となる同和教育研究センターを専任教員2名配置（1980年から3人）の上で、同和教育に関する、研究、カリキュラム案の編成、学生の研究指導を行うために発足した。

学校現場における長欠・不就学問題、学力保障・進路保障としての奨学金制度、就職差別の現実と就労保障に取り組む中で獲得された全国統一応募用紙、

親の就労保障と連携した同和保育所設置の動きなどに見られる部落解放運動の発展は、同和教育や同和保育を担う教員や保育士、被差別部落の子どもたちにかかわる教員や保育士の養成を要求することへとつながっていった。学生たちからは、教員や保育士になれば現場で同和教育や同和保育を実践するようになるため、また、教職員の採用試験に部落問題が出題されるが学んでいないため、部落問題や同和教育に関する講義をしてほしいという要求が出されるようになる。女子大学や短期大学で同和保育の講座が次々と開講されるようになったのは、こういった背景からだと考えられる。1970年代前半には、小中学校の社会科学の教科書に部落差別についての記述が掲載されるようにもなっていた。また、たとえば、神戸大学教育学部には、1958年、同和教育論が設置されるが、神戸市教育委員会の教員採用テストに部落問題が出たのが契機の一つになった。さらには、「あんな先生になりたい」という思いをはばむ実習制度の壁を突き破っていったのも学生たちであった。

しかし一方で、学生たちが学外の運動体の組織論やイデオロギーにふりまわされていた部分も否めず、学生の主体性と運動との関係性に対する疑問も残る。

## 講義の位置づけ

同和教育に関する授業科目の開設状況については、文部省、部落解放研究所、全国大学部落解放研究協議会、全国大学同和教育研究協議会などがこれまでに何度か調査を行っている。大阪教育大学の盛田嘉徳たちの努力により、1954年に、大阪社会事業短期大学が、「同和問題」の科目を設置。その後、同和教育に関する授業科目の開講年度は、同和对策事業特別措置法が制定された1969年から1978年に集中しているが、特徴として、一般教育科目としての部落問題論と専門科目の大半を占める教職科目としての同和教育論に大別される。専門科目として開講している大学の中には、学部や学科の教育内容とも直接かかわって、経済学、法学、政治学などでの開講が行われていたところもあった。

講義の位置づけについては、教職課程だけで、同和教育がカリキュラム全体に広がりを持たなかった点や、専門の一領域での研究課題としてしまうと、研究のための研究になりかねないため、すべての学生が学べるよう、総合科目の中に教養として位置づけられてきたことが逆に、専門性を高めることにつながらなかった点などが指摘されている。一方、同和教育に関する授業の開講を一般教育改革の突破口としてとらえたり、一般教育と専門教育をつなぐ人権教育が一般教育のアイデンティティを問い直すであろうととらえたり、人権教育を一般教育の核としてとらえたりする視覚の重要性が提起されてもいる。

また、国立の教員養成大学や教育学部では同和教育専任教員のポストが「学校教育」分野でなく、「社会教育（同和教育）」として位置づけられたことにより、当該教員が学内で周縁化・孤立し人事の推薦母体にもなりえず、体系的なカリキュラムもつくりえなかったとの問題点も指摘されている。

大学によっては、大学の教員、学生、運動体の三者で、授業の運営委員会をもち、具体的な運営にあっていたところもあれば、上述したように、1969年を境に授業開講が増加する中で、授業を担当する教員がいないために、一人の担当者に任せてしまっていたところもある。同和教育関連の講義が学内でいかなる位置づけを持っていたのか、担当教員はいかに位置づけられていたのか、運営のあり方はどうだったのか、などについての検証が必要であると考えられる。

## 運動としての同和教育、同和教育の研究

同和教育を、研究することや教育することのありようについてもさまざまな意見が出されている。たとえば、「同和教育の授業は知的学習をねらうべきか、教育の実践指導をねらうべきか」、「運動と教育との連携をはかりながらもいかに分離し、自立性を持つべきか」、「研究と実践とのかかわりをいかに考えるべきであり、いかに実践に引きつけて研究を発展させるべきか」、「運動としての

同和教育と社会科学としての実態調査の関係性をいかに考えるか」、「運動が先行して実施されてきた大学の同和教育の歴史性をふまえたうえでの研究者の主体性や、運動論に振り回されない研究者としての主体性はいかにあるべきか」、「同和教育の理論化と方法論の構築はいかにあるべきか」、などの意見や議論の背景には、同和教育が有する研究・教育・運動のトライアングル構造の重要性とともに困難さが見いだせるし、また、研究者・教育者・運動家としての各自の葛藤も垣間見ることができる。教育現場における優れた実践を学ぶ意義を十分理解しながらも、大学としての同和教育のあり方や大学としての主体性が問われ続けてきた。

そして、そこから重大な課題も見えてくる。同和教育推進のための全学的な組織の位置づけや講座の位置づけの制度化とも関連してくる課題であるが、同和教育や部落問題を学問として研究する研究者の育成という課題である。同和教育推進のためのセンターや室が設置されていたが、他学部や他の専門領域における教員との連携が難しく孤立させられてしまっている場合や、ゼミ指導や院生指導ができない位置づけにされている大学もある。同和教育関連の授業担当は、圧倒的に学外の非常勤教員に担わされていた。加えて、博士課程に同和教育を専門で指導できる教員がいなかったり、学問体系として構築されていないために部落問題を専攻する研究者のポストが継承されなかったりもしている。大学において同和教育を制度化していったことの意味を改めて問い直す必要があるように思う。

また、women's studies や gender studies、black studies や ethnic studies、minority studies、あるいは disability studies のように、マイノリティ当事者が自分の体験や意識、そしてアイデンティティを言語化し、自らを対象化したり客体化したりしながら、当事者自らによってマイノリティの研究や教育を構築していき、理論化と実践を行っていく中で、既存の学問や思想における「知」の体系そのものを問い、科学や真理の批判的再構築をめざしていく場や機会が、



部落問題に関しては不十分だったのではないかと思える。

部落解放運動や学生たちによって部落問題の視点から大学に投げかけられてきた問題は、社会に存在する差別からの解放に関する研究と教育の不在であり、大学の既存の研究や教育活動の差別性であった。社会の課題とは無縁の学問とは誰のための学問なのか、と社会問題に目を閉じた大学への抗議であった。そのため、同和教育関連の授業を特定科目に任せて、他の研究や教育内容はそのままということではなく、それぞれの科目の構成の再検討をせまるものであった。

部落問題については、歴史学や社会学、教育学の分野において独自に取り組んできた研究者たちによる一定の研究の蓄積があったが、それ以外の専門分野にも部落問題を取り入れていくための、学際的総合的共同研究体制の確立、大学における研究活動の充実、部落問題を専攻する研究者や教員の養成、部落問題を研究していく学会の設立、部落問題に関する独立した学問体系の構築などの必要性についてはかねてより指摘されていた。一方で、同和教育や部落問題に関する授業は民衆に開かれるべきだというような意見も出され、その是非が議論されている。

同和教育担当者や同和教育関連の講座が学内で位置づけられてきたその形態の特殊性から、学外における研究者仲間のネットワークづくり、同和教育研究の組織化の必要性も同様に指摘をされてきた。国際的な共同研究によって同和教育に関する日本の経験の発信やそれぞれの研究分野における発信、専門家育成も急務なこととして提起されている。業績主義や大学改革が加速する今の時代にこそ、同和教育の視点から大学に対して長年問いかけてきた大学の存在意義および大学における教育・研究の意義を改めて問い直していくことが求められている。

## 大学と自由権、社会権

差別事件を契機とした部落解放運動や学生からの要求に対して、大学当局は、「大学の自治」「教育・研究・学問の自由」「言論・出版の自由」を理由に話し合いを受け入れないことがあった。推薦入学制度に特別措置を設ける要求を行った際にも、同様のことが行われている。こうした大学の主張に関しては、「外部の批判を国家権力の弾圧・干渉と同次元におき、一切の批判から外におろうとする、権威主義と特権の思想」「権力的恣意の対極にある、被差別民衆からの異議申し立てと権力的統制を同一視する錯誤」といった批判が展開されている。

一方、大学における社会権保障をいかに要求し実現できたのかできなかつたのか、その検証が求められる。全入学時代を迎えた大学は学生の立場性も多様になり、その位置づけにも変化が見られる。昨年（2009年）末には、高校授業料実質無償化の内容も固まった。

1982年、文部省大学局長による通知とともに出された「地域改善対策高等学校等進学奨励費事業（大学）交付要綱」において、国庫補助の対象となる奨学金が給付制から貸与制へ変更になった。その後、同和対策通学助成金が1983年に、高校奨学金が1987年に貸与制に変更された。マイノリティに対する奨学金制度とともに推薦入学制度の国際比較研究は今後の課題であろう。

ここでは、2つの大学の事例を紹介したい。1970年代前半、神戸市立外国語大学は、神戸市内の定時制高校と全日制実業高校を対象に推薦入学制度をスタートさせ、その後、通信制高校も追加された。別枠入学や推薦校の市外への拡大、部落出身者に対する推薦枠の拡大などに関する高校からの申し入れに対して、大学側は、「①推薦入学生は英語の学力が低い、②特定の学生に優先権を与えることは入試の機会均等の原則に反する、③入学決定は教授会自治に属することであって高校の推薦に重きをおくことは自治権の一部を学外にゆずりわたすこと」を理由に、制度を1975年に廃止した。普通科進学コースの学生との間に英語の学力差が入学時点であることを被差別部落出身の学生が指摘したこと

をきっかけに、英語を基礎から考え直す自主講座が、英語の教員有志数名によって、課外に始められていた。推薦入学生の学力保障の運動は、「「出身」を自ら名乗っている学生の声を受け止め、答えていくと同時に、それをあらゆる機会をとらえて教授会に持ち込み、広げていくこと」、「一人の差別された者の声をとりあげることから出発して、あらゆる差別された者の問題へ広げていくこと」、「勤労学生に学ぶ機会を保障すること」として行われ、「現行の極端な選別の教育体制のゆがみの中で、差別され切り捨てられていっている人間の教育に対して、大学と大学教師はどのように責任を負い、学問をする者の存在をかけたどのように立ち向かうのか」との教員有志の思いに立っていた。

四国学院大学・短期大学は、1995年度入学生を対象とした「特別推薦入学選考」制度を発足させた。「①キリスト者、②被差別部落出身者、③被差別少数者、④身体障害者、⑤課外活動、⑥海外帰国子女のカテゴリーに分かれ、それぞれ5名程度の定員募集」であった。アメリカ合衆国のアファーマティブ・アクションに対して、その「恩恵を受けた個人が、大学卒業後どれほど自らの被差別社会の差別問題解決にむけて貢献しているか確認されていない」として、同大学では、「マイノリティとしての明確な自覚とマイノリティが直面する問題解決への取り組み姿勢を要求」していたという。しかし、こうしたアファーマティブ・アクションに対する差別事件からみえてきた課題として、「特別推薦入学選考制度の意義・目的について、教職員・学生を含めた全学的な合意がなされて導入されたのかどうか」、「受け入れた学生が、自己の立場を認識し、生き生きと学生生活を送り、人権諸問題の解決に資する人材に育つための諸条件の整備が不十分」であったことなどをあげている。

大学において、マイノリティに対する形式的平等（機会の平等）や、実質的平等（結果の平等）を図るための特別措置がどのように導入・運営され、導入や運営にあたっていかなる議論が学内外で行われ、いかなる結果をもたらし、またどういった課題を抱えているのか、国内外の比較が必要である。また、大

学における自由権保障と社会権保障をいかに考えるのか、その意味と成果や課題の検証と議論を行うことも今後の課題であろう。

## 引用・参考文献

- 部落解放研究所『部落解放』第5号（1969年10月）、第12号（1971年2月）、第25号（1972年3月）、第45号（1973年9月）、第54号（1974年5月）
- 解放出版社『部落解放』第84号（1976年4月）、第122号（1978年9月）、第134号（1979年5月）、第175号（1982年1月）第176号（1982年臨時号）、第184号（1982年8月）、第203号（1983年10月）、第221号（1984年12月）、第376号（1994年7月）、第379号（1994年9月）、第434号（1998年臨時号）
- 全国大学同和教育研究協議会『部落解放と大学教育』創刊号（1984年12月）、第2号（1985年6月）、第3号（1986年3月）、第6号（1988年7月）、第7号（1992年3月）、第8号（1992年10月）、第12号（1995年8月）、第17号（2002年12月）、第18号（2005年1月）
- 全国解放教育研究会『解放教育』第16号（1972年10月）、第27号（1973年9月）、第46号（1975年、4月）、第57号（1975年12月）、第121号（1980年5月）、第343号（1996年9月号）、第391～402号（2000年7月号～2001年6月号）

**次の方々へのインタビュー記録も参考にした。**

上杉孝實さん（教育社会学・2009年6月13日）

中川喜代子さん（社会学・2009年7月26日）

川向秀武さん（教育社会学・2009年7月28日）

川元祥一さん（部落学・2009年7月29日）

内田雄造さん（都市計画学・2009年7月29日）

領家譲さん（社会学・2009年9月27日）